

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に関する意見募集の結果  
 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方  
 (令和元年11月9日～同年12月9日意見募集)

提出件数 (法人 2件、個人 31件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無	
1	KDDI株式会社	電気通信事業報告規則の一部改正案【様式第12の3】	「ローカル5G導入に関するガイドライン案」(令和元年9月28日から同年10月28日までの間、意見募集されたもの。以下、「ガイドライン案」という。)において、ローカル5Gの利用形態は以下のとおり、整理されております。 自己土地利用：自己の建物内又は自己の土地内で、建物又は土地の所有者等が自ら構築することが基本。当該所有者当からシステム構築を依頼された者も、依頼を受けた範囲内で免許取得が可能。 他者土地利用：固定通信の利用のみに限定。 上記に加えて、NTT東・西が免許人の場合には、実質的な移動通信サービスの提供の禁止、全国MNO等との連携はローカル5Gサービスを実現するために不可欠かつ必要最小限度の範囲とする等の規律がかかっております。 様式12の3第2表については、ローカル5Gサービスに係る仮想移動電気通信サービス(MVNO)の契約数等を報告する様式となっておりますが、ローカル5Gサービスの利用形態は「ガイドライン案」で整理されたとおりであり、本様式をもって、NTT東・西が実質的な移動電気通信サービスを提供可能であることを示すものではないことを確認させていただきたいと考えます。	ローカル5G及び自営等BWAに係る制度については、ローカル5G導入に関するガイドラインで明確化しているところであり、本改正をもって、当該ガイドラインの内容・解釈を変更するものではありません。	無
		本様式で報告するMVNOの契約数等は、ローカル5Gサービスに係る基地局を設置している電気通信事業者が、当該サービスを、接続又は卸電気通信役務により他の電気通信事業者に提供する形態は全て報告の対象となるという理解でよろしいでしょうか。すなわち、NTT東・西は、実質的な移動通信サービスの提供は禁止されておりますが、仮にNTT東・西がローカル5Gサービスを他の電気通信事業者に卸電気通信役務等により提供した場合は、利用形態が固定無線であっても、報告の対象となるのかについて確認させていただきたいと考えます。	様式12の3第2表による報告につきましては、具体的な設備やサービスの提供内容等に即して、電気通信事業法や電気通信事業報告規則の規定に基づき、対象となるものについて御報告いただくこととなります。	無	
		NTT東・西がローカル5Gサービスの実質的な免許人・提供主体であるにも関わらず、グループ会社等の第三者を介して、潜脱的にNTT東・西が免許人になる場合にかかる規制(禁止行為規制、実質的な移動通信サービスの提供の禁止等)を回避した場合、NTT東・西に対して公正な競争環境確	具体的なサービスの提供形態などを踏まえ、電気通信事業法やローカル5G導入に関するガイドラインに即して公正競争を確保するよう適切に対応してまいります。	無	

			保のための担保措置を取っていたとしても、公正な競争環境の確保が困難となることから、潜脱的行為として明確に禁止すべきであり、あわせて、本報告規則により提出された情報を基に、NTT東・西が公正競争上問題となる潜脱的行為を行っていないか、総務省において定期的に検証すべきと考えます。		
2	ソフトバンク株式会社	電気通信事業報告規則の一部改正案【様式第12の3】	<p>「情報通信審議会 情報通信技術分科会 新世代モバイル通信システム委員会報告 概要」（2019年6月18日：新世代モバイル通信システム委員会。以下「委員会報告概要」）において、ローカル5Gの利用形態としては「所有者等利用」と「他者土地利用」の二つが示されています。</p> <p>前者については「「自己の建物内」又は「自己の土地内」で、建物又は土地の所有者等に免許することを基本とする」「建物又は土地の所有者等からシステム構築を依頼された者も、依頼を受けた範囲内で免許取得を可能とすることが望ましい」（委員会報告概要 P.9）との記載があり、免許人は原則として建物・土地所有者とし、電気通信事業者の関与は「依頼を受けた範囲内」と限定的なものとされています。</p> <p>また後者については、「固定通信（原則として無線局を移動させずに利用する形態）の利用のみに限定することが適当である。（移動利用を禁止し、無秩序に面的なエリアカバーが進んでしまうことを防ぐことが目的）」（委員会報告概要 P.9）との記載があり、当該役務を移動通信として提供することは禁止とされています。</p> <p>一方で、電気通信事業報告規則の改正案 様式第12の3については、ローカル5Gサービスに係るMVNOの契約数を報告する欄があることから、免許を取得した電気通信事業者が他の電気通信事業者へ接続または卸にて当該役務を提供することを総務省殿としてあきらかに想定または積極的に推進しているように見えるとともに、同様式内にて用いられている「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者」「MVNO」といった文言からは、他者土地利用の形態であっても当該役務の移動体としての提供が可能であるといった印象を与えます。</p> <p>ついで、上記電気通信事業報告規則の改正案の記載方に関わらず、委員会報告概要に記載の方針に沿い、ローカル5Gにおける電気通信事業者の関与は建物・土地所有者から依頼を受けた範囲内と限定的なものであること、他者土地利用の場合にはローカル5Gに係る役務を提供する電気通信事業者が免許人か否かを問わず、当該役務の移動通信としての提供が不可であることを確認させていただきたいと考えます。</p>	ローカル5G及び自営等BWAに係る制度については、情報通信審議会情報通信技術分科会新世代モバイル通信システム委員会報告（令和元年6月18日新世代モバイル通信システム委員会）の方針に沿って、ローカル5G導入に関するガイドラインで明確化しているところであり、本改正をもって、当該ガイドラインの内容・解釈を変更するものではありません。	無
3	個人	様式	様式において、事業者についての法人番号の記述が抜けているものが複数あったので、記述部分を追加しておくべきと思われる。	頂いた御意見を踏まえ、本改正に係る様式については、法人番号を追記いたします。	有
4	個人（30件）	日本放送協会に関する意見	本案に対する御意見ではないため、省略します	本案に対する御意見ではないため、担当部署に適切に情報提供させていただきます。	無